

人間教育専攻

臨床心理士養成コース

鈴木 大輔

指導教員 今田 雄三

1. 問題と目的

筆者自身が風景構成法を体験した時に、思いがけない体験が生じた。描き手が異なれば、思いがけない体験から、感じる気持ちは人それぞれであり、その後の展開も個別性のある体験になるだろう。

中井(1970)は「配列すべきものの全体が予めしられていないこと」「川の次に山という順序は、わざと構成上の困難を設定するためのものである」と述べており、上記について古川(2015)は『『不安を伴わないおどろき』を散りばめ、見守り手の関与しながらの観察を容易にする』と述べていた。以上のことから、風景構成法は思いがけない体験が起こるような設定をしていると言える。

思いがけない体験について研究することは、風景構成法という体験の中で起こっていることに注目し、描き手の心のありようが顕れる様、心に顕れたイメージが描画に表出される過程を明らかにすることができるのではないだろうか。そこで、本研究では描き手が思いがけない体験をする時どのような気持ちになるのか、体験と気持ちはどのように描画に顕れるのかを考察することを目指したい。また、この個別性体験を研究する過程で、描き手の体験に共通点がみられるかもしれない。

思いがけない体験を取り上げることは描画を用いた描き手と見守り手のコミュニケーション

を行うこと、描き手について理解することに役立つだろう。安全な枠組みの中で心を動かし、表現として注目し描き手を相互に理解しようとするやりとりは、心理療法で起こるやりとりの本質だと言えるだろう。したがって、思いがけない体験に注目するということは、風景構成法を心理療法の場を用いる際のクライアント理解に役立つものとも言えないだろうか。本研究では以上のような有用性を明らかにするために思いがけない体験について検討することを目的とする。

2. 第1研究

方法：大学生・大学院生 16 名を対象に、風景構成法を個別法で施行した。思いがけない体験について PDI(post drawing inquiry の略。描画後の質問のこと)で触れるための質問項目を加えて行った。描画時の思いがけない体験を、より新鮮な体験のうちに抽出するために、PDIは描画後と彩色後の2回に分けた。**結果と考察：**全 16 名の描き手それぞれの風景構成法体験を振り返り、思いがけない体験エピソードも振り返ることで、描き手 1 人 1 人にとっての思いがけない体験がどのような体験であるのかを考察することができた。思いがけない体験をどのような場面で体験するか、思いがけない体験を通して何を感じるか、どのように対応するかは描き手によって異なり、描き手個人の特徴について考える手段と

して思いがけない体験を取り上げることが有益であることが確認できた。一方で描き手によっては類似した性質をもった思いがけない体験をしている描き手もみられ、思いがけない体験は個別性だけでなく、描き手同士の共通性をみることの出来る要素であることが明らかになった。クラスター分析の結果からも描き手の思いがけない体験には個別性と共通性があることが明らかになった。さらに、思いがけない体験をどの場面で体験するのかは描き手によって異なるが、例えば彩色について思いがけない体験をした描き手は道具の手応えが体験に関係することがあるように、ある要素が思いがけない体験のきっかけになった場合に、他の要素もその思いがけない体験に関係した要素になることが明らかになった。

3. 第2研究

方法：第1研究の描き手から2名を対象に、風景構成法を個別法で6回施行した。思いがけない体験についてPDIで触れるための質問項目を加えて行った。描画時の思いがけない体験を、より新鮮な体験のうちに抽出するために、PDIは描画後と彩色後の2回に分けた。2回目以降は漸次構造化法を適用した質問を適宜行った。

結果と考察：同一の描き手に風景構成法を複数回描いてもらった。その結果、風景構成法で体験する描き手の思いがけない体験は、描く度に多少の変化はあるものの、共通して思いがけない体験をしやすい要素や、感じやすい体験後に気持ち、取り組むことの多い体験後の対応があることが明らかになった。

4. 総合考察

描き手全員が思いがけない体験をしたことから、風景構成法は思いがけない体験をしや

すい技法であり、中井(1985)の「不安を伴わない意外性」が含まれている技法であることを確認することが出来た。思いがけない体験をしやすい技法であるということは、どのような体験が描き手にとって思いがけないのか、思いがけない体験をどう感じるのか、思いがけない体験に描き手がどう対応するのか見守り手もその場で体験を共有することが可能である。思いがけない体験に注目することで、日常生活において思いがけない体験をする描き手について想像するという視点から、描き手理解を深めることが出来るだろう。

今回の研究で描き手にとって枠づけが思いがけない体験としては体験されなかったこと、アイテムが思いがけない体験として必ず体験されていたことから、皆藤(1994)の述べた「枠は表現を保護すると同時に強いるという二重の機能をもっている」という枠づけが描き手を守る力が思いがけない体験をする際にも描き手を保護する力を内包していること、枠づけを行った画用紙の上で、内容であるアイテムで思いがけない体験を起こすことができることがわかった。思いがけない体験という切り口から、枠づけが描き手の安全を保障し、描き手が描画表現に安心して取り組むことのできる要素であることを再確認することができた。以上のことから、風景構成法施行過程における「思いがけない体験」について検討することは、描き手の特徴について考える手助けとなり、描き手理解に役立つことが明らかとなった。

5. 今後の課題

より詳しく結果を考察することを考えると、アイテムを細分化して考察することが今後の課題である。